

平成25年(ワ)第46号, 第220号, 平成26年(ワ)第224号

福島原発・いわき市民損害賠償請求事件

原告 武田 悦子 外1572名

被告 国・東京電力ホールディングス株式会社

準備書面(56)

損害論総論

2018(平成30)年5月30日

福島地方裁判所いわき支部(合議1係) 御中

原告ら訴訟代理人弁護士

小野寺利孝



同 広田次男



同 鈴木堯博



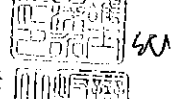
同 米倉勉



同 笹山尚人



同 渡辺淑彦



同 坂田洋介



第1 いわき市民の本件事故前の生活と本件事故による変容

1. 事故前のいわき市の風土

原告らの住む福島県いわき市は、福島県浜通り地方の南に位置し、阿武隈高地と太平洋に面した地域である。河川は阿武隈高地を源として、すべて太平洋にそそぎ、集落はこれら流域全体に沿って発達し、阿武隈高地では山の恵みを、また太平洋に面した温暖な平地では豊かな海の恵みを受け、多くのいわき市民は、自然と共生した暮らしを営んできた。

まずもって、いわき市は海の街である。いわき市沖の海は、南からの黒潮と北からの親潮がぶつかりあう「潮目」になっており、日本でも有数の漁場であり、ウニ、アワビ、カレイ、ヒラメなど100種類を超える近海もの魚介類が水揚げされていた。また、いわき市周辺では、サンマやカツオ、マグロなどをとる沖合漁業がさかんに行われていた。

また、いわき市の森林の面積は、市全体の約7割を占めている。広い森林にはキノコや山菜が自生し、それを採取することは、いわき市民の四季の楽しみとなっていた。山間部を中心に、イノシシ狩りなどを楽しむ市民もいた。

さらに、いわき市では、その温暖な気候から、農作物が生産され、米をはじめ、キュウリ・トマトなどの野菜や、ナシ・リンゴなどの果物は、全国的に見ても上位の生産量を誇っていた。これら地元で生産したものを地元で消費する「地産地消」も積極的に取り組まれていた。

2. 前提となる生活基盤

このような豊かな自然環境のもと、原告らを含むいわき市で暮らす人々は、日頃から、自家菜園で野菜などを栽培し、趣味として近くの川や海へ出かけては、水遊びや釣りを楽しんだり、山に入っては季節ごとにキノコや山菜などの山の幸を採り、またそれらの収穫物を近所の人とお互いにお裾分けするなどして、自然の恵みを享受する喜びを分かち合ったりして生活していたのである。また、それぞれが山登りや海水浴、川遊びなど、自然との触れあい

を当然の前提として、自然の恵みを享受しながら生活してきたのである。そのような「豊かな自然の存在を基盤としてその恵みを享受する生活」が、当たり前の日常として組み込まれ、精神的にも豊かな生活が営まれていた。原告らの生活において、豊かな自然の存在は、その生活を支える根幹をなすものであり、かけがえのない前提となる生活基盤であった。原告らは、上記のような自然豊かな環境を基盤として、家族関係や、地域に住む住民との密接な人間関係を築いていた。各家庭によってその程度は異なるものの、祖父母や親が、子や孫へ、自家製の米や野菜を食べさせ、県外に住む子が、孫を連れて実家に帰省した際には、自然溢れる環境で伸び伸びと遊ばせ、孫の成長を見られる祖父母がその訪問を何よりの楽しみとするなど、自然豊かな地域での生活は家族関係の基盤ともなっていたのである。また、その地域で採れた農作物や山の幸、海の幸を地域住民の間で分け合うなどして交流を深め、親戚同然の付き合いを続けるなど、より密接な関係を築いていた。このような家族関係や親しい地域の人間関係は、生活を営むためのかけがえのない基盤でもあった。

3. いわき市の産業

平穏な生活維持のためには、その前提として、日々の安定した生業も重要な要素である。その生業が著しい打撃を受けることは、その地域全体の地域力が低下し、生活の質が低下するなど、各人の平穏な生活環境を侵害することにもつながるものである。

生業の中で、まず水産業であるが、小名浜港、地方港の江名港及び中之作港をはじめ、久之浜漁港、豊間漁港及び勿来漁港などの多くの港湾、漁港の基地があり、沿岸、沖合、遠洋漁業が盛んに行われていた。

工業に目を転じて、いわき市では、工業団地の整備とそれらへの企業立地が進み、東北地方有数の工業製造品等出荷額を誇っている。市内には、臨海部の小名浜臨海工業団地、内陸部のいわき好間中核工業団地を代表する15の工

業団地があり、平成 22 年の製造品出荷額等は約 9,703 億円で、福島県全体（5兆 957 億円）の 19.0%を占めていた。また、いわき市の商業は、平成 19 年の卸小売業年間販売額が約 8,492 億円で、郡山市に次いで県内第 2 位の地位にあり、浜通り南部の中心地としての役割を果たしてきた。

本件事故前のいわき市の農業は、農業従事者の高齢化など社会環境の変化に伴い、農家数、耕作面積とも年々減少にはあったが、温暖で日本一長い平均日照時間を利用し、トマトなどを中心に農業生産額も伸びていたのであり、依然として重要な産業であった。

これらの産業及びそれに隣接する産業が維持され、各市民が各産業の労働に従事することは、単に各人が生活の糧を得ることだけを意味しない。労働は、他から感謝され、評価されるという社会的側面（他律的側面）を有するだけでなく、充実した職業に従事することにより自分自身が満足することができるという自律的側面も有する。原発事故のように、各産業のあらゆる面に甚大かつ継続的かつ多大な変容をもたらすような巨大大事故の場合、それは各産業の営業損害という側面だけではなく、各産業に従事する市民個人の心（精神）に、大きな影響を与えることは当然のことである。

4. 事故による生活基盤の破壊と変容

本件原発事故によって、原告らの居住地を含む広範な地域の全てが放射性物質によって汚染された。汚染されたのは原告らが暮らす地域の土壌だけではない。空気、水、植物、建物など、その地域に存在するすべての物質が放射性物質に汚染された。その汚染の程度は地域によって異なるものの、原告らが暮らしていた地域とその周辺の自然環境が汚染され、現在もその汚染が継続し、事故前よりも高い放射線量が計測され続けている事実には変わりはない。しかも、どこか汚染されているかも正確には分からないゆえに、不安が付きまとうのである。

それまで当たり前のように存在し、無限の恵みを与えてくれていた自然、

すなわち、周辺の山々、農地を含む大地、河川、海は、事故後、人体へ脅威や放射能汚染が懸念される場所へと変質してしまったのである。これにより、原告らの生活は大きく変容してしまった。

この放射性物質、それによる風評被害は、生活環境への影響ばかりではない。各産業の隅々にまで及んでいる。農業や漁業などの第一次産業ばかりではなく、第一次産業と密接に関連する産業も同様である。また、風評被害が著しい観光業、輸出産業、子ども関連の産業などにも影響は及びそれにより、各職業に従事している市民の心（精神）に多大な負担となっている。

さらに、同じ浜通りの一部が現在も避難指示区域になっており、避難指示が解除された地域にも住民は帰還せず、一種の空白地帯のような状態が常態化しつつある。小売業など各種産業も回復していない状態であることから、こられの地域を商圈にしていいたいわき市内の各産業にも依然として間接被害が継続している。

5. 継続的被害

地域社会は、人間の生存の場であるだけでなく、家庭生活・職業生活・社会生活の場でもある。その地域社会全体が汚染されたことにより、人の生活のあらゆる側面にわたる多様な被害や変容が生じ、それが重層的に絡み合い、さらには被害が増幅することとなるのである。いったん、地域を汚染した放射性物質は、自然減衰（物理的半減期による減衰と風雨による減衰）はあっても、多くは地域にとどまり続けている。原発事故による深刻な不安を中核とする地域社会の急激な変容が生じただけでなく、それ以後も、個々人の生活のあらゆる側面に影響を及ぼし、精神的被害を継続させている。地域に放射性物質がとどまり続ける限り、外部被ばくは受けるし、不安も解消されることはない。

6. 不安定な事故後原発の存在

さらに、いわき市を中心とする福島県浜通り地域には、依然として不安

定が状態で事故後の4基の原発が存在している。本件原発事故は、収束すらしていないと言える。停止後の原子炉は、大量の崩壊熱を発生し続けることから、長期間にわたって大量の冷却水により冷却を続けなければ、さらなる事故を引き起こす可能性が高い。現在は、通常の冷却システムは稼働せず、新たな冷却システムを設置して、やっと冷却を続けている状態である。しかも、新聞等で報道されているように、原子炉建屋の下に大量の地下水が流れ込み、原子炉由来の放射性物質によって汚染された地下水（汚染水）が、敷地外や海洋を汚染している。

7. 将来的不安

このように、今でも、先の見えない継続的な不安感を、いわき市に住む原告らに及ぼし続けている。放射線は、直接五感の作用により覚知することができない。しかも、どこがどれだけ汚染されているかも分からない。周囲の生活環境がどの程度汚染されているかは、自治体等が発表する環境放射線量のデータ等から推測するしかない。データも残されていない本件原発事故直後において、自分や家族がどの程度被ばくしたかは、当時の放射線量などから推測するしかない。将来の健康影響の不安が完全に払拭されることもない。しかも、やっかいなことに、放射線被ばくの健康影響に関する医学的知見自体も、一定ではない。数年から数十年という長期間を経て、がんなどの健康影響が確率的に生じうることについては、現在の医学的知見によっても完全には否定できず、自己や家族に、将来、具体的な健康被害が生じるかどうかも予測できない。汚染地域の住民は、予測不可能な恐怖と将来への不安を抱えつつ、日々の生活を送らなければならない状態を、本件原発事故から現在も余儀なくされ続けているのである。この「不安」は、各原告、共通して有する不安であると言える。

第2 いわき市民の平穏生活権侵害の現れ方

1. 平穏安全な生活を営むことは、人格的利益というべきであって、その侵害は、危惧感などの主観的かつ抽象的な形ではなく、騒音、振動、悪臭などによって生ずる生活妨害という客観的かつ具体的な形で表れるものであるから、人格権の一種として平穏で安全な生活を営む権利が実定法上の権利として認められていることに争いは無いであろう。問題は、騒音、振動、悪臭などとは異なり、放射性物質という五感で捉えることのできない極めて特殊な物質による被害を受けた住民の被害の現れ方である。

2. いわき市民の被害の現れ方と法的構成

本件原発事故により、原告らいわき市民は、少なくとも、

① 放射能汚染へのばく露と身体的侵襲（外部被ばく、内部被ばく）－身体的被害

② 放射能汚染へのばく露により身体的被害（健康被害）を被ったのではないかと、あるいは被るのではないかと深刻な（強い）恐怖感あるいは危惧感・不安感、

③ 放射能汚染により家庭生活上、地域生活上、職業上等被った、様々な困難、障碍、不便により引き起こされた無形の損害及び精神的苦痛を被っているといえる。

そして、これらは、人格権の侵害と理解することができる。

すなわち、上記①は、身体的人格権（身体権）の問題、③は精神的人格権の問題である。身体的人格権は絶対権、精神的人格権は利益考量を必要とする相対的人格権（精神的人格権としての平穏生活権）と理解されている。

なお、利益考量は、公害生活妨害事例では、受忍限度判断によるのが一般的であるが、本件原発事故においては、加害行為に「公共性」がないので、受任限度判断によるべきではない。

そして、上記②は、近時の下級審裁判例で認められ、学説上、身体的人格権に準じた権利として理解されている。本件ではこれを、身体権に接続した

(直結した) 精神的人格権 (平穩生活権) と称している。

本件原発事故から7年が経過し、放射能の自然減衰、除染、情報の提供等により、人格権侵害を基礎づける被害は、事故直後の上記①及び②の被害から、その後の上記②の被害を中心に、併せて③の被害、さらに②の被害が継続しつつも③の被害が中心へと変わりつつある。

そこで、本件原発事故の発生から現在までを、被害者の被害を基礎づける事実に大きな変動があったと考えられる三つの時期に区分して、被侵害利益と各時期の被害の内容を整理することとする。この時期区分は、被害者の避難や滞在における変動、国の避難等指示、中間指針、被害者の情報の取得、客観的な汚染の状況等を考慮して行うのが合理的である。

その際、三つの時期における人格権侵害に基づく慰謝料を、上記①及び②に対応するものとして「恐怖の慰謝料」(総体的な人格権の侵害)、上記②に対応するものとして「身体権に接続した平穩生活権侵害の慰謝料」、上記③に対応するものとして「精神的人格権としての平穩生活権侵害の慰謝料」の3類型に分けて整理することとする。

3. 平穩生活権侵害を基礎づける3つの評価根拠事実について

(1) 恐怖の慰謝料

ア 第1の時期は、「恐怖の慰謝料」とも評価すべき原発事故後の初期段階において、住民が、十分な情報も与えられず、放射能の恐怖におののき、死をも覚悟するようなパニック状態に陥ったことに対する慰謝料である。時期としては、いわき市においては、おおむね事故直後から4月末までの時期である。原告らは、この恐怖の慰謝料として、一律に25万円(妊産婦については50万円)を求めている。

イ すでに、原告ら準備書面31で詳細に主張したが、平成23年3月12日以降、いわき市においては、「避難可能な住民は全員避難した。」という状態であり、まさに、いわき市は、誰も人のいない「ゴーストタウン」

の様相であった。滞在者は、ヨウ素を中心とする放射能被ばくによる身体的な侵襲があったのではないかという「不安」、子ども達を被ばくさせてしまったのではないかという「後悔」に苛まれていた時期である。頻繁な余震のたびに、再度の原発爆発の「恐怖」に慄き、正確な情報が欠如していたゆえに、より一層、迫りくる放射能に「恐怖」や「不安」を感じていた時期である。

ウ さまざまな条件から避難できた層は、このような究極の「恐怖」や「不安」に突き動かされて避難を選択したが、いったん避難を選択しても、どこに避難すべきか、避難先で継続的な生活を送ることの困難性、家族別離による精神的負担、金銭面での不安、いつ帰還すべきか否かの究極な選択など、避難先においても、避難実行者が精神的負担から解放されることなどなかった。

エ この時期の慰謝料は、まさに「恐怖の慰謝料」であって、放射能汚染ばく露への強い不安、恐怖・パニック状態に陥らせられたという被害に基づく慰謝料である。

この点、過去の例を見ても、例えば、日航機墜落事故における恐怖の慰謝料（示談内容不明）、ヘリコプター墜落事故による死の恐怖の慰謝料（東京地判昭和61・9・16判タ618号38頁（50万円の慰謝料）などがある。

本件原発事故直後から2か月弱程度の間はとくに、原告らいわき市民は、放射能に被ばくしたのではないかという身体被害の恐怖感とパニックに陥っていた。それは死までも覚悟させられた状況であったことから、一律25万円（妊婦について50万円）の慰謝料は最低限度のものとして、適切妥当な慰謝料額である。中間指針が包括的賠償として任意に支払っている8万円（慰謝料部分はその半分の4万円）のみの賠償は、死の恐怖とパニック状況からすれば、見舞金程度の金額であって、到底その被害の実態に見合った賠償金額ではない。

(2) 身体権に接続した平穩生活権の侵害

ア 第2の時期は、平成23年5月から2年間程度である。

福島第一原発の冷温停止、原発周辺の汚染状況についての情報、低線量放射性物質の人体に対する影響についての情報提供などは、いずれも不十分な状態に置かれていた。いわゆる「自主避難」実行者も、本音では不安を感じながらも、経済面の負担、これ以上の家族分断に耐えられない精神状態、避難先での親族との軋轢などを感じ、やむを得ず帰還したが、帰還者も、滞在者も安心して生活できるような状況にはなかった。帰還者も、様々な理由から避難を実行できなかった滞在者も、常に、汚染の継続による外部被ばく、食料や水などを通じた内部被ばくにより、健康被害を受け続けているのではないかとの深刻な不安と隣り合わせの生活を余儀なくされていた。

イ 滞在し続けたり、帰還した多くの住民は、この時期、窓を開けるのを避けたり、マスクやカッパを着用して外に出たり、洗濯物の外干を避けたり、ペットボトルの水を購入したり、県外産の食材を求めたり、子どもの外遊びを避けたり、たびたび保養のための県外に行ったりしていたのである。まさに、その深刻な不安の現われであった。このような精神的被害は、「身体権に接続した平穩生活権の侵害」として、損害賠償の対象となるはずである。また、被ばくを避け、安全と思われる食料や水を確保し、できる限り家屋の外に出ないようにするなどの日常生活や日常活動の著しい阻害・制限により、有形（経済的）及び無形の財産的ないし精神的な損害を被った。これは、「身体権に接続した平穩生活権」の侵害を中心とし、「精神的な人格権としての平穩生活権」の侵害も受けていた状態である。

(3) 精神的な人格権としての平穩生活権侵害に対する慰謝料

ア 第3の時期は、継続する環境中の放射能汚染の影響、外部被ばく・内部被ばくの不安、放射能の影響について定説が無いことへの不安、継続する風評

被害による生業の打撃・将来の見通しが見つからないことの不安、浜通りの重要な部分が避難区域となり空白地帯になってしまったことによる間接被害が継続していることへの不安などにより、家庭生活上、地域生活上、職業生活上、被り続けている様々な困難、障碍、不便により引き起こされた精神的苦痛である。「精神的な人格権としての平穏生活権」の侵害が中心的となりつつも、「身体権に接続した平穏生活権」の侵害が継続し累積している時期である。時期としては、平成25年5月ごろから現在（口頭弁論終結時）までの期間である。

イ この時期、汚染濃度の低下、国をはじめ様々な専門家からの情報の提供などにより、生命、身体に対する直接的影響の危惧感は徐々に少なくなりつつあった段階ではある。しかし、将来に発生しうる健康リスクへの不安感は決して払しょくされることなく、継続し累積している。

ウ 他方で、不安を抱えながら、汚染地域で暮らすことは到底できないことから、あえて不安を封印して日常生活を取り戻そうとする時期である。放射能への不安をひとたび口にすれば、自らも継続的なストレスに苛まれ、地域社会や家族との分断を招くことから、個々人は不安を感じ、心の奥底では放射線に対する不安は根強く残りながらも、それを封印しようとしているのである。

エ また、「地域力の低下」や「生活の質の低下」などが、より顕在化してきた時期でもある。

いわき市では、風評被害や間接被害の継続により地域産業も低迷（それによる将来の不安）し続けている。

地場産の野菜を生産し、都会の子や孫に提供することもはばかられ（送っても食べてくれないのではないかと、迷惑なのではないかとの思い）、野生のキノコや山菜採り、近海での釣りなどの楽しみも失ったままである（基準値越えのキノコ、山菜、魚介類が出ている現実）。

そして原告らは、福島県で暮らしていること、福島出身であることだけで、社会的評価が低下しているような思いを抱き、他県や外国で福島県出身であることを隠したい気持ちになるのである。

こうした地域力の低下、無形の財産的損害、及び生活の質の低下、並びにこれらによる人格発展機能の低下は現在も継続し累積し続けており、原告らいわき市民の精神的な人格権としての平穏生活権を侵害し続けている。

第3 平穏生活権侵害を基礎づける要素（評価根拠事実）

1. 上記のように3つの時期に分けて平穏生活権の侵害を考えるべきであると主張する背景には、平穏生活権侵害が、放射線の数値のみによって生ずる訳ではないことを当然の前提としている。

確かに、平穏生活権の有無の判断基底には、居住地域の空間線量率や土壤汚染の程度はある。しかし、それだけで平穏生活権侵害の有無が決められるわけではない。仮に、空間放射線量や土壤汚染の数値の程度が低かったとしても、低線量被ばくによる身体への影響に関する確定的な知見が存在せず、また、社会心理学的知見から考えても不安に感ずるのが当然であれば、平穏生活権侵害となる。

2. 平穏生活権侵害を基礎づける事実について

(1) 第1の時期について

平穏生活権侵害の上記の時期区分の内の第1の時期については、正確な情報が不足する中において、本件原発事故によるいわき市内の放射能汚染の状況と同事故によるいわき市民のパニックの状況、母子避難等家族の分断状況からすれば、被害の存在は明らかである。

(2) 第2の時期及び第3の時期について

これに対し、第2の時期及び第3の時期においては、

- ① 客観的な放射能汚染の状況（空間線量のみではなく、土壤汚染の程度、

水の汚染, 食品汚染の程度も含む)

- ② 客観的な放射能汚染に関する情報不足
- ③ 放射能リスクについての確定的な評価の不存在と国や自治体による放射能リスクに関する情報の信頼度の低さ
- ④ 本件原発事故後の福島第一原発の廃炉状況や汚染水の状況など再び住民を恐怖に陥れる事象
- ⑤ 子どもの生活環境及び教育環境の悪化やその行動の制約による人格発展機能の低下
- ⑥ 地域力の低下 (農業・水産業・観光業・工業の停滞, 人材の流出, 生業の停滞など)
- ⑦ 無形の財産的損害 (相互扶助機能低下, 農作物・魚介類等の交換や自給自足等による生活費代替機能の低下, 自然とのふれあいの喪失・制限)とこれによる生活の質の低下と人格発展機能の低下
- ⑧ 放射能の危険性をめぐる家族間・地域住民同士の軋轢, いわき市民と避難者間の軋轢・分断

こうした各種の被害は, 本件原発事故がなかったならば生じなかったものである。本件原発事故は, いわき市に上記の各要素を生じさせて地域を変容させてしまったのであり, これにより, 原告らいわき市民は, 無形の財産的損害及びこれによる精神的苦痛を被っているのである。

今後, 平穩生活権侵害を基礎づける上記の各要素について, その時期も考慮しながら, 証拠とともに具体的に主張する予定である。

以 上